

小型微利企業の企業所得税、実質 5%の優遇を活用できていますか？

---

2025 年度も第 3 四半期が終わり、年末に向けて業績を整理する時期となりました。このタイミングで確認しておきたいのが、中国で実施されている「小型薄利企業」に対する企業所得税の優遇制度です。

この制度は、中小企業の税負担を軽くすることを目的としたもので、一定の要件を満たす企業は企業所得税の実質税率が 5%に軽減されます。

対象となるのは、年間の課税所得が 300 万元以下、従業員が 300 人以下（派遣社員を含む）、資産総額が 5,000 万元以下の企業です。

要件を満たしていれば、特別な申請は必要なく、企業所得税の申告時に自動的に適用されます。

通常の税率は 25% であるため、この優遇を適用できるかどうかで税負担は大きく変わります。

年間の課税所得が 300 万元を超えると課税所得全体に通常税率が適用されるため、

今の時期に利益水準を確認し、年末の見込みを把握しておくことが大切です。

想定より利益が増えている場合は、設備投資や従業員への還元など、将来につながる支出計画を早めに検討しておくと安心です。

この優遇は 2027 年末まで継続される予定です。

該当の可能性がある企業は、四半期決算の結果を踏まえ、要件を満たしているかを確認し、実質 5% の軽減税率を確実に活用しましょう。

---

私たち愛知県江蘇省サポートデスクでは、現地で事業展開をされている愛知県企業の皆さんにとって有益な情報を届けするとともに、企業同士のつながりや情報交換の機会を広げていけるよう努めてまいります。今後も、皆さんの課題や関心に寄り添った情報提供や交流の場づくりを進めてまいりますので、ぜひご活用いただければ幸いです。